

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成31年3月号
笠縫地区・双柳南部地区
☆☆合併号☆☆

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業進捗状況などについて～

- 1 平成30年度の事業状況
- 2 双柳南部地区の事業見直し状況
- 3 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成30年度の事業状況

笠縫地区

【進捗状況】（平成31年2月末時点）

- ・仮換地指定率 97.8%
- ・使用収益開始率 64.6%
- ・建物移転済戸数 771戸
- ・建物移転率 90.6%



主な工事の整備状況は以下のとおりです。

① 26 街区造成ほか工事





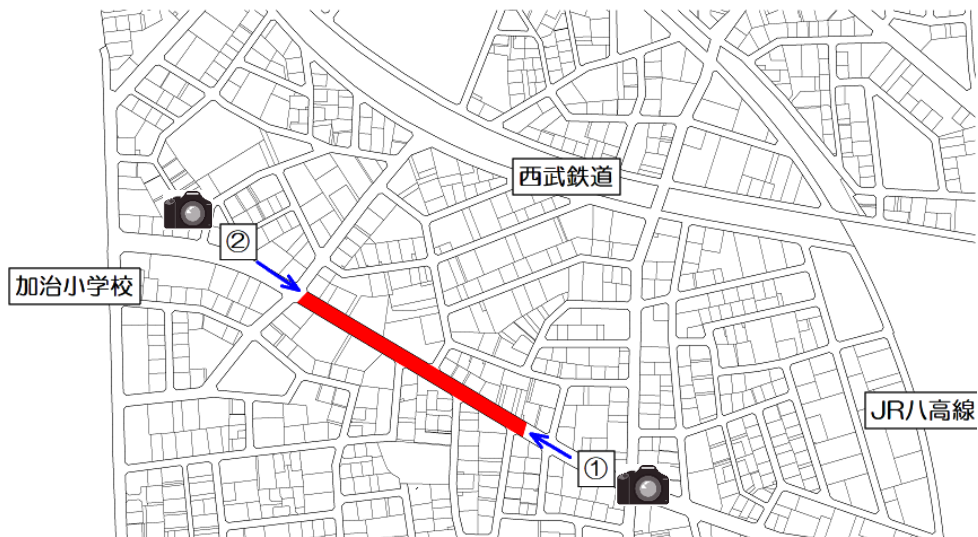
📷 ① 26街区造成ほか実施状況



📷 ② 26街区造成ほか実施状況

●双柳岩沢線及び国道 299 号が交差する市役所入口交差点の整備を進めています。
当該交差点は、国道 299 号の南側を拡幅する計画となっており、現在、沿道の建物移転等を実施しています。なお、双柳岩沢線の岩沢白鬚神社北側から富士見通り方面への開通については、平成 32（2020）年度末を予定しています。

②川寺岩沢線道路整備工事



📷 ① 川寺岩沢線実施状況



📷 ② 川寺岩沢線実施状況

●川寺岩沢線の一部区間の整備が完了しました。来年度も引き続き、加治小学校方面への整備を進めます。歩道ができることにより、児童・生徒及び歩行者等が安全安心に通行できるようになります。

双柳南部地区

【進捗状況】（平成31年2月末時点）

- ・仮換地指定率 63.0%
- ・使用収益開始率 38.7%
- ・建物移転済戸数 156戸
- ・建物移転率 26.8%



平成30年度の主な工事の整備状況は以下のとおりです。

① 区6-14号線ほか道路整備



① 区6-14号線実施状況



② 区6-14号線実施状況

2 双柳南部地区の事業見直し状況

双柳南部地区の事業見直しの状況についてお知らせします。

平成30年度では、法令に基づき、都市計画変更及び事業計画変更の案の縦覧を実施し、結果は下記のとおりとなりました。

(1) 都市計画変更の原案の縦覧結果について

縦覧期間	平成30年7月3日(火)～7月17日(火)
縦覧者数	飯能都市計画双柳南部土地区画整理事業の変更(市決定) 縦覧者 14名
	飯能都市計画道路の変更(市決定) 縦覧者 0名
	飯能地区計画の変更(市決定) 縦覧者 2名

公述の申し出 なし

※公述の申し出がなかったため、公聴会は中止となりました。

(2) 都市計画変更の案の縦覧結果について

縦覧期間	平成31年1月29日(火)～平成31年2月12日(火)
縦覧結果	飯能都市計画双柳南部土地区画整理事業の変更(市決定) 縦覧者 25名
	飯能都市計画道路の変更(市決定) 縦覧者 1名
	飯能都市計画地区計画の変更(市決定) 縦覧者 4名

意見書の提出 なし

(3) 事業計画変更の縦覧結果について

縦覧期間	平成31年1月30日(水)～平成31年2月12日(火)
縦覧結果	飯能都市計画事業双柳南部土地区画整理事業の事業計画変更(県知事認可) 縦覧者 53名

意見書の提出 なし

(4) 今後の予定について

今後については、飯能市都市計画審議会への諮問、答申をいただいたのち、埼玉県知事に対し、事業計画変更の認可申請を行い、本年夏頃を目途に、それぞれの計画変更の公告が行えるよう、手続きを進めます。

3 下水道課からののお知らせ

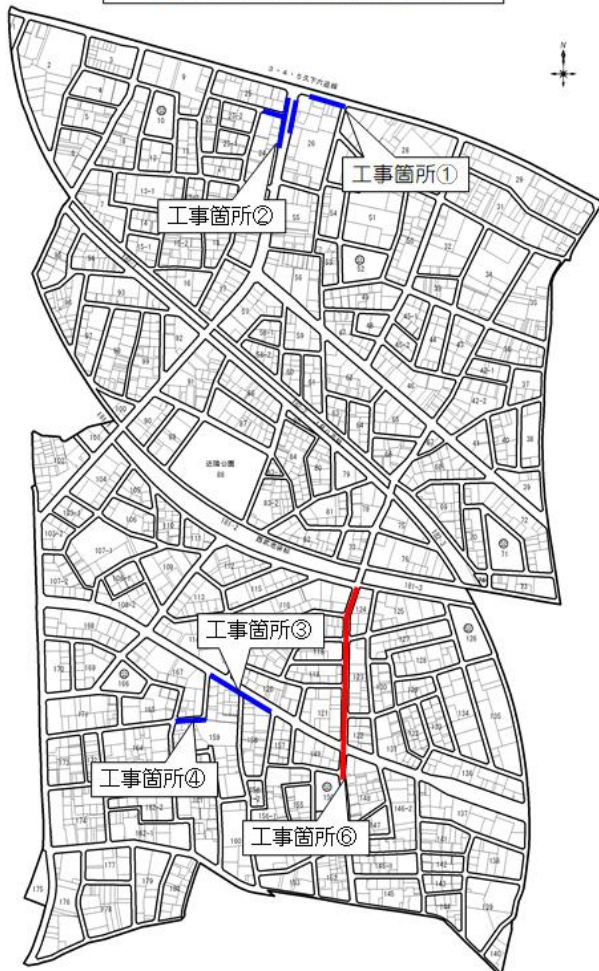
平成30年度笠縫及び双柳南部地区の公共下水道管工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成30年 6月上旬	平成30年 8月下旬	完成
②	平成30年 8月下旬	平成30年12月上旬	完成
③	平成30年 6月上旬	平成30年10月上旬	完成
④	平成30年 8月下旬	平成30年11月上旬	完成
⑤	平成30年 5月下旬	平成30年12月下旬	完成
⑥	平成30年12月上旬	平成31年12月下旬	徐行通行及び迂回通行

皆様のご協力により工事を完成することができました。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433（直通）

笠縫土地区画整理事業区域



双柳南部土地区画整理事業区域



4 区画整理課からのお知らせ

○保留地（宅地）を販売中です

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内の保留地（宅地）11区画を販売しています。案内書、パンフレットは土地区画整理事務所で配布しています。飯能市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、区画整理課までお気軽にお問い合わせください。現地案内にも随時対応いたします。

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業地内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

公園予定地の一部を開放し、ご利用いただいておりますが、犬の放し飼いやボール等が、隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、皆様が利用する公共の場となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地に関し、権利変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。



編集発行	飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
F A X	042-972-1242
Eメール	kukaku@city.hanno.lg.jp